

第 5 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和6年5月24日 午後3時00分から4時45分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	香川 雅彦	出席	11	前田 和宏	出席
2	安田 敏	出席	12	貞廣 渉	出席
3	田守 康浩	出席	13	茂古沼 憲宏	出席
4	吉田 容章	出席	14	飯尾 誠	出席
5	菅原 博	出席	15	太田 健一	出席
6	久保 靖彦	出席	16	白川 勝	出席
7	林 雅浩	出席	17	高野 春夫	出席
8	田辺 剛	出席	18	田守 文夫	出席
9	鈴木 賢	出席	19	茂古沼 美則	出席
10	辻 和義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事務局 長	三橋 真也
農地振興係 長	田代 泰裕
農地振興係 主任	石井 美裕志
農地振興係主任専門員	白戸 智明

- 4 議事録署名委員
 - 3番 田守 康浩 委員
 - 4番 吉田 容章 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議 長 　ただ今から、令和6年第5回音更町農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は19名です。委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
議事録署名委員は、3番 田守康浩委員、4番 吉田委員を指名します。
報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 　(報告第1号第1項から第14項朗読、説明)
- 議 長 　説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。
- 10番 　第9項と第10項の金額が他と比べて賃料が安いようですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。
- 議 長 　あっせん委員長に伺います。第9項と第10項の委員長をされました久保委員、何か理由がありましたか。
- 6番 　この案件ですが、これは期限切れの更新ということで、以前もこの金額でありました。現状の畑の条件等については、それぞれの担当委員のほうから伺いたいと思います。以上です。
- 議 長 　それでは、第9項の地区担当委員の茂古沼代行よろしく申し上げます。
- 19番 　第9項の案件ですけれども、あっせん委員長から説明があったとおりで、期限切れの更新ということで、前回と同じ契約内容であります。土地の条件といたしましては、草地としての利用しかできない土地ということで、このような価格となっていると思われます。以上です。
- 議 長 　第10項の地区担当委員の吉田委員お願いします。
- 4番 　こちらの案件につきましても、期限切れの更新ということで、前回と同じ金額となっております。土地条件としては、隣に用水があって、水の影響を受けてしまうという土地条件が悪い所なので、このような金額となっていると思われます。以上です。
- 議 長 　辻委員、よろしいですか。
- 10番 　はい。結構です。
第1項ですが、借り手が農業委員だったら、あっせん委員に入らないということだと思われますが、そのときに補充で入れて、委員長1人、普通の委員3人と人数を4人で固定するということはないで、抜けた人は抜けたままという運用なのか規定なのか、何か理由があれば教えて下さい。

議 長 4名でやるという規定はなくて、3名でやる月もありますし、今回は3名と4名でやりましたが、事務局長から何かありませんか。

事務局長 今、会長が仰ったように、特別な規定ですとかそういったものはございませんで、2日間に分けて日程を組んでやらせていただきましたが、それぞれが4名ずつの委員さんにご協力いただいた中でやっております、その中で委員が適格者となったというところで、その辺りは、あっせん委員3名で運用したというようなことをご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

10番 それであれば、違う日に適格者として出席してはと思いますが、私はあっせん委員会に出ておりませんので、単純に疑問に思いました。

議 長 委員が何日も来なくてよいように日程が合うところでやったということではあると思いますが、どうしても4名必要というわけではないですけれども、委員長が取り仕切つて横で立会人というようなかっこうでやっておりますので、3名で問題はないと思います。今回は4名ずつですけれども、3名という月のほうが多いと思われれます。4名にこだわることなく、ひとつよろしくお願いします。

10番 はい。結構です。

議 長 他に、みなさんから、ご意見等ありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第1号は報告済みとします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第2号第1項、第2項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第2号は報告済みとします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項、第2項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。

なお、第1項及び第2項ともに、後ほど、議案第3号「農地法第3条の賃借権等設定の許可申請」として案件の提出があります。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項と第2項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項と第2項については、要件を満たしていることを確認しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添の「調査書」の1ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。安田委員から、調査報告をお願いします。

2番 先日、譲渡人、譲受人からお話を伺っております。場所、面積等の確認をしてまいりました。通常の親子間での贈与ということで聞いておりますので、問題はないと思われれます。以上です。

議長 安田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添の「調査書」の1ページ、2ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議長 議案第2号第2項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っておりますので、調査報告をします。

譲渡人は、まだ搾乳等の作業に勤しんでおられ、まだまだ元気ではありますが、もう

息子さんが43歳ということで贈与をするということでもあります。親子間の贈与でありますので問題はないと思われまます。以上です。

ただ今、現地調査報告をしましたが、みなさんから、ご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第2号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添の「調査書」の1ページ、2ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議長 議案第2号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。太田委員から、調査報告をお願いします。

15番 5月11日に現地を確認して面積等間違いありませんでした。その日に譲渡人と譲受人にお会いしてお話を伺ってまいりました。譲渡人は高齢のため、離農に向けて規模縮小を進めておりましたが、今まで貸していた土地の一部で家から離れた土地から処分したいということで、今回、売買するとのことのお話でありました。金額につきましても、地域の価格の範囲内ということで問題はないと思われまます。以上です。

議長 太田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第2号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添の「調査書」の1ページ、2ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定され

ている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議 長 議案第2号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
安田委員から、調査報告をお願いします。

2 番 今月の21日に譲渡人にお話を伺っております。また、あわせて譲受人からもお話を伺っております。以前から3条での賃貸借でありましたけれども、今回、改めて売買をとということでもあります。場所、金額等確認しましたけれども、金額については、地区内過去の実績と照らして問題ないものと思われれます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第4項について、申請のとおり許可することに決定します。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」3ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っておりますので、調査報告をします。

3月のうちに貸主から相談を受けております。貸主は、昨年、営農停止をしており、この土地は遠方の親戚の方に貸す予定で相談を受けておりましたが、1年耕作してみて、今後も耕作するのは難しいとなりまして、その親戚の方に契約するのを断られたそうですが、地元の今回の借主が是非とも貸してほしいということで、それならば、ということで今回の3条の契約に結び付いたようであります。賃貸料といたしましても、地域の平均的な金額であります。以上です。

ただ今、現地調査報告をしましたが、みなさんから、ご意見等はありませんか。

10番 契約期間について、この案件は1年となっておりますが、だいたい5年か10年の契約が多いのかなと思っていて、そうしないと安定的に営農することもできないのではないかなという気がしますが、1年と短い期間の理由というのはなにかあるのでしょうか。前の耕作者が1年でだめだったから、また1年としたですとか。

議 長 3条契約は自動更新でありますために、1年の契約でも総会を通さずに自動で更新

されることになっております。貸主は離農しておりますので、最終的には売買に結び付けたいと思っております、お互いのタイミングの合うときに売買に変えたいという理由からの1年契約だと聞いております。よろしいでしょうか。

10番 はい、結構です。

議長 他に、みなさんからご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」3ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。太田委員から、調査報告をお願いします。

15番 議案第2号の案件と同じく5月11日に貸主にお話しを伺ってまいりました。離農に向けて規模縮小を進めており、宅地の周りだけ耕作しておりましたが、昨年で営農を終了いたしまして、今年から、今回の借主に貸したいということでございました。金額も地域相場の範囲内だということで、問題はないと思われれます。以上です。

議長 太田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第3号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第3項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」4ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議長 議案第3号第3項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っていますので、調査報告をします。

この土地は、これまで他の方が耕作しておられました。その方が高齢のため規模縮小ということで、そこを借りて耕作するのは断念しますということで、貸主にお返ししますと地域の中で話しておりまして、今回の借主が是非貸していただきたいということで手を挙げられたということです。賃貸料といたしましても、地域の平均的な価格であると思われまます。以上です。

ただ今、現地調査報告をしましたが、みなさんから、ご意見等はありませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第3号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第3号第4項から第7項までの件につきましては、関連がありますので一括の議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第4項から第7項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」4ページ、5ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議長 議案第3号第4項から第7項までの案件につきましては、現地調査が行われていません。

飯尾委員から、調査報告をお願いします。

14番 5月19日に貸主、20日に第4項と第5項の借主と第6項と第7項の借主にお話を伺ってまいりました。この土地は6年ほど前から耕作されていたようであります。貸主は、畑作と酪農の兼業の農家でありましたが、6年前に貸主がトラクターで事故を起こされ重傷を負いまして、そのときに酪農をやめまして、草地については第4項と第5項の借主が耕作されていたようであります。貸主は弟さんと法人を経営されておりましたが、同じ年に、その弟さんが急死いたしまして、畑についても第6項と第7項が耕作していたというような経緯がございます。現在は小麦を2町ほど耕作しております。規模縮小ということで、おひとりで経営をされております。賃貸料につきまして、地域の平均の範囲内ということで問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長 飯尾委員から現地調査の報告がありました。ここで、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引続き会議を再開します。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第4項から第7項までの件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項から第7項までについて、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第3号第8項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第8項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」6ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議 長 議案第3号第8項の案件につきましては、現地調査が行われています。田辺委員から、調査報告をお願いします。

8 番 5月13日に貸主と借主にお話を伺いました。これまでの借主との関係もあり、貸主の希望もある中での貸借の申請となっております。金額につきましても地区の平均を大きく乱すものではないと思われまます。以上です。

議 長 田辺委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第8項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第8項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第3号第9項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第9項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」7ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可でき

ない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議 長 議案第3号第9項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っていますので、調査報告をします。

貸主になかなか連絡がつかなくて、実は22日に連絡がつかましてお話を伺ってまいりました。3条で賃貸するというお話は正月の時点でお話は伺っておりました。借主ともお話をし、賃貸料はどのように決めたらいいのでしょうかと相談を受けて、貸主からは一括でこの金額だと言ってくれたらいいと聞いてはおりましたが、1筆ずつ細かく金額を出した方が後から問題がないということで、1筆、1筆金額を出しましたということで伺っております。貸主は全面積を賃貸して離農したいと思っていたようですが、借主は大規模酪農を経営されておられまして。どうしても小さい畑とか遠くまで通いの土地はなかなか作りづらいという話で、それであればその土地は引き続き営農するというので、2ヘクタール程は自分で作るようです。賃貸料につきましては、若干安めとなっておりますが、かなりの傾斜地や山林と隣合せというような土地がありまして実際の面積と耕作できる面積に差があるということで、そこも加味しながらこの値段になったということで、実際の面積であれば妥当な線だとお互いに納得した金額だと伺っております。以上です。

ただ今、現地調査報告をしましたが、みなさんから、ご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第9項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第9項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第3号第10項の件を議題とします。

第10項については、前田委員に関連する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。

第10項を審議する前に、前田委員退席のため、暫時休憩とします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第3号第10項を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第10項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」8ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」にあるとおり、借主は、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」の第2号、農地所有適格法人以外の法人に該当しますが、表の右の欄にあります農地法第3条第3項の各号の要件を全て満たすときは、農地所有適格法人以外の法人であったとしても許可ができるという規定があります。その主な内容として、取得後の農地を適正に利用していないと認められる場合、貸借契約を解

除する旨の条件が契約書に付されていることが要件のひとつとなっており、本申請におきましては、この旨を記載した契約書が付されているものであります。以上です。

議 長 議案第3号第10項の案件につきましては、現地調査及び新規就農に係る面談が行われています。

貞廣委員から、調査報告をお願いします。

12番 この案件ですけれども、前段で貸主側にはお話を伺っております。借主側については、5月17日に茂古沼代行、久保委員、私の3名で新規就農の面談を行っております。先ほど、事務局から説明があったように解除条件付きということでの申請であります。借りた土地において、自己資金でハウスを建ててミニトマトの栽培をしたいということでもあります。

この賃貸の申出のほかに貸主と事業協定が結ばれております。その中で、人材の育成、営農技術の指導という中身が盛り込まれておりますので、農地法第3条第3項第1号の解除条件に関しては、まず、そのような事態にはならないと思われま。第2号の継続的な経営という点に関しましては、農業の技術指導も行われるということで、それを販売、流通、その先には6次産業、加工まで学びたいというような意欲的な意見も申しておりましたので、これも満たされるであろうと考えます。また、第3号の事業常時従事についてですけれども、常時2名と収穫期になりましたら営農技術を学ぶ方々が農地のほうに来て作業をするということでもありますので、何ら問題はないというような内容で面談を通して確認しております。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

10番 まず、解除条件に関する契約の規定を具体的に教えていただいてもよろしいですか。契約書にどのような時に契約の解除ができると書いてありますか。

12番 「調査書」の議案第3号第10項についての農地法第3条第3項という部分の第1号から第3項が満たさない場合に解除できるということで書かれております。補足説明をお願いします。

議 長 事務局からの説明をお願いします。

係 長 農地法第3条第3項の中で、いわゆる解除条件付きの賃貸借の要件が記載されておりました。そのうち第3項第1号の中に適正に利用していないと認められる場合に契約を解除できるという旨が契約書に書いてあるという条件がありまして、今回の3条賃貸借申請にあたりまして契約書の写しも提出していただいております。その契約書の中に農地を適正に利用しない場合には契約を解除されると契約書の中で謳われていることを確認しておりますので、この農地法第3条第3項第1号の要件には該当しているということで「調査書」のほうに記載しております。

10番 適正に利用していないと認められる場合には契約を解除するという条件の適正に利用していないと認められる場合を誰が判断するかということは契約書の方には書かれてありますか。

係 長 契約書の方には誰が判断するとは書かれておりません。貸主と借主の間の契約で適正に使われていなかった場合は解除するというような記載となっております。

10番 貸主が適正に利用していないと判断しても、借主が適正に利用していると言え解除できないとなるとあまり意味がないように思われますが。

係 長 農地法の中では適正に利用されていないと貸主が判断する場合は、貸主の方で解除できるというような規定となっていたと思われます。貸主のほうが適正に利用していないと判断したら解除できるというような契約の条件になっていたかと思われます。

10番 契約書の記載がどうなっているかというのは、契約書そのもの自体は貸主と借主で決めることでありますので、とやかく言うことではありませんが、そのような契約になっていないと、一見解除できる条件が入っていると思っても解除できないという場合があったら、第1号が満たさなかったら第2号のほうに戻ってきてしまうからその条項が判断権者が貸主になっているということをきちんと農業委員会としては確認をしなければならないのではないかと思うのですが、判断権者が貸主であると明記されているということによろしいですか。

係 長 貸主の方で適切に利用されていないと判断したら、解除することができるという契約書の内容となっております。

10番 法律の条項がそうなのではなくて、契約書の条項がそのようになっているということですね。

係 長 はい。契約書の条項がそのような形になっております。

10番 今の点は、よろしいです。

次に、今回借りるのは2筆でこの面積だけですか。これで、2名を常時雇って継続的な営農ができる状況になるのか、私は農家ではないのでわからないのですが、難しいように思われますが。

係 長 今回、少ない面積ではありますが、畑作をやるわけではなくて、ハウスを建設しまして、その中でミニトマト等の高収益な作物を栽培するという計画であると面談でお伺いしております。あまり大きくない畑ではありますが、この中で収益性を上げるということは不可能ではないというように思われます。

10番 収益性を上げることが法律上求められているのではなくて、継続的かつ安定的に営農をすることが求められているのではないかと思われますので、必ずしも大きな利益は得られないけれども続けることぐらいはできる程度の計画ではあったということによろしいですか。

係 長 継続的に営農していけると判断できる計画でありました。

12番 面談の中で、まず、2棟のハウスを建てるというように伺っております。ハウス2棟では借りる面積は埋まりません。半分弱の残った面積は、試験栽培ということでミ

ニトマトを露地で作るということで、専任の職員の2名が栽培の技術を学ぶということが第一優先で1年目はそのようになるのではないかと思います。それを販売までできて収益が上がったら、さらに2棟増設したいとのことで伺いました。

借主は大きな人材派遣会社なので、技術指導して営農技術を学んでいただいて、忙しくなったら収穫作業に入っていただくということで計画されているようであります。よろしいでしょうか。

10番 はい。結構です。

議長 他に、ご意見等ありませんか。

16番 借主はどのような会社でしょうか。

12番 親会社は様々な技術の人材派遣会社です。今回の借主は農業分野の人材派遣と農業ロボットですね。

事務局長 パンフレットを拝見したところ、傾斜地だとかで農作物を摘みとって運びながら作業ですとか作業負担を軽減するような農業ロボットを製作している会社であると確認させていただいております。以上です。

12番 そちらの親会社が農業分野でも技術を学んで、最後は流通、加工、販売までできればという計画をもって、この事業を立ち上げて音更でスタートするという流れだと思います。

16番 初めてやるということでしょうか。人材派遣も貸主と提携して行うということですか。

12番 農業関係に人材派遣できる人間を育てて、地域へ還元していきたいというところも着地点の一部ではあると思われます。以上です。

議長 他に、ご意見等ありませんか。

18番 新規就農は大変喜ばしいことだけれども、アプローチとしては借主から来たものなのか、貸主からなのかということと、お話が来てからどのくらいでスタートラインというか、この審議するまでどのくらいの期間がかかったのか情報だけいただければと思います。

12番 私のわかる範囲ですが、貸主の上部組織からお話があったようで、昨年秋から冬くらいにかけてだと思われます。本当は4月から開始したいようでしたけれども、このタイミングとなったようであります。許可が出たらすぐに着手するものと思われます。

議長 他に、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議 長 議案第3号第10項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第10項について、申請のとおり許可することに決定します。
前田委員入室のため、暫時休憩とします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)
なお、願出地につきましては、「調査書」の9ページ、10ページのとおりで、利用状況は山林及び農業施設となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
香川委員から調査報告をお願いします。

1 番 4月23日に事務局とともに現地に行きまして、土地の所有者からお話を聞きまして、「調査書」を見ていただければわかりますように、右側は木が生えていて、こちらは山林でありました。左側は建物が建っておりまして、農業用施設ということで、登記地目は畑ですが、現在の利用状況に合わせた地目に整理したいということでありました。願出のとおり利用状況であると確認してまいりました。以上です。

議 長 香川委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定します。
続きまして、議案第4号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)
なお、願出地につきましては、「調査書」の11ページ、12ページのとおりで、利用状況は山林となっております。以上です。

議 長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田辺委員から調査報告をお願いします。

8 番 こちらの案件も5月13日に事務局とともに現地を確認してまいりました。土地所有者の離農に際しての土地の整理の一環とお伺いしております。現地も大きい木が据えており、「調査書」のようになっておりますので、願出のとおり証明して問題はないと思われまます。以上です。

議 長 田辺委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定します。

続きまして、議案第4号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第3項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の13ページ、14ページのとおりで、利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
久保委員から調査報告をお願いします。

6 番 この案件ですが、5月13日に土地所有者のお宅にお邪魔して現地を確認してまいりました。「調査書」の14ページにあるように、現在も宅地として使われておりまして、将来の経営移譲を見据えた宅地周りの整理とも伺っております。旧母屋を取壊して後継者住宅を建てたということもありまして、先ほども言いましたが、経営移譲等を見据えた宅地周りの整理と伺っております。以上です。

議 長 久保委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第3項について、願出のとおり証明することに決定します。

次に、議案第5号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題とします。

第1項については、貞廣委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。

第1項を審議する前に、貞廣委員退席のため、暫時休憩とします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
議案第5号第1項を議題とします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第5号第1項につきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」として、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。
第1項につきましては、別添「調査書」15ページのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、決定します。
貞廣委員入室のため、暫時休憩とします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
続きまして議案第5号第2項から第14項までの件について、議題とします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第5号第2項から第14項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」として、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

第2項から第14項までにつきましては、別添「調査書」15ページから19ページまでのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第2項から第14項までについて、議案のとおり決定してよろしいです

か。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項から第14項までについて、決定します。
以上で議案は全て終了しました。
以上をもちまして、令和6年第5回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後4時45分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和6年5月24日

議長 高野春夫